

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 外 2 - 17

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 1月20日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frédéric OUDÉA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市 9区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 新木 伸一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 7番 2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 新木 伸一

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7番 2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 330,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年10月21日
効力発生日	2022年10月31日
有効期限	2024年10月30日
発行登録番号	4 - 外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
4 - 外 2 - 1	2022年11月18日	288,600,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 2	2022年11月18日	569,000,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 3	2022年11月18日	118,000,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 4	2022年11月22日	568,000,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 5	2022年12月 1日	1,100,000,000円	該当事項なし	

4 - 外 2 - 6	2022年12月2日	23,000,000メキシコ・ペソ (157,550,000円)	該当事項なし	
4 - 外 2 - 7	2022年12月14日	771,000,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 8	2022年12月15日	1,595,000,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 9	2022年12月20日	941,000,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 10	2022年12月20日	430,000,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 11	2022年12月21日	2,145,000,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 12	2022年12月21日	8,046,000米ドル (1,067,704,200円)	該当事項なし	
4 - 外 2 - 13	2022年12月22日	3,000,000米ドル (395,970,000円)	該当事項なし	
4 - 外 2 - 14	2023年1月5日	1,500,000,000円	該当事項なし	
4 - 外 2 - 15	2023年1月6日	2,500,000米ドル (330,400,000円) (注)	該当事項なし	
4 - 外 2 - 16	2023年1月19日	2,055,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		14,032,224,200円	減額総額	0円

(注) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2023年1月31日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。本欄に記載された社債の円貨換算額は1米ドル=132.16円の換算率(2023年1月5日現在の株式会社三菱UFJ銀行により発表された米ドル/円の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値)による。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 485,967,775,800円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ・ジェネラル 2025年2月3日満期 早期償 還条項付 ノックイン型日経 平均株価連動円建社債（以下 「本社債」という。）	330,000,000円（注1）	330,000,000円（注1）	岩井コスモ証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁 目8番12号 （以下「売出人」という。）

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は100万円である。

本社債の利率は年率3.31%であり、2023年2月3日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売
出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

利息は利息起算日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、上記利率を付し、
2023年5月3日を初回として、満期日（同日を含む。）までの期間、毎年2月3日、5月3日、8月3日および11
月3日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を
含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について後払いす
る。

本社債の満期日は2025年2月3日であり、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。（注2）

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌月日
になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な
営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っている日をいう。

本社債は、2023年2月2日（以下「発行日」という。）に、ソシエテ・ジェネラル（以下「発行会社」または
「ソシエテ・ジェネラル」という。）の債務証券発行プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、発行
会社および主たる支払代理人たるソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク・エスエー（以下「主支払代理人」とい
う。）その他の当事者により締結された2021年6月4日付変更改定済代理契約（2022年9月1日付代理契約変更契
約による変更を含む。以下「代理契約」という。）に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券
によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）および/
または（場合により）クリアストリーム・バンキング・エスエー（以下「クリアストリーム」という。）によって
保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2021年6月4日付約款（以下「約款」とい
う。）の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所（有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商
品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。）にも上場されない予定である。

(注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同
額である。

(注2) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額
（下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期
における償還」に定義する。）の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還され
る場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の
概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 早期償還」、「(B) 満期における償還」および「(C) 税制事由、
特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還」ならびに「3 売出社
債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	受渡期日	申込受付場所	売出しの委託 を受けた者の 住所および 氏名または名称	売出しの委託 契約の内容
額面金額 の100%	2023年1月 23日から 2023年2月 2日まで	額面 100万円 単位	なし	2023年2月 3日（日本 時間）	売出人の日本に おける本店、各 支店および各営 業所（注1）	該当事項なし	該当事項なし

(注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注2) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

(注3) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、（ ）2014年5月15日付金融商品市場指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、（ ）指令2016/97/EU（その後の改正または改訂を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは（ ）規則（EU）2017/1129号（その後の改正を含む。）（「目論見書規則」）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

3 【売社債のその他の主要な事項】

本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、日経平均株価の動向により直接的に影響を受ける。したがって、株式投資に係るリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

なお、本項に使用される用語の定義については下記「 本書における定義」を参照のこと。

元本リスク

本社債の償還は、ロックイン事由が発生した場合、原則として、計算代理人が算定した満期償還額の支払いをもって行われる（下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還」を参照のこと。）。かかる場合、各本社債の満期償還額は、日経平均株価により直接影響を受け、当初投資された額面金額を大きく下回る可能性がある。また、日経平均株価に調整事由（同項を参照のこと。）等が生じた場合、本社債は、期限前に償還されることがあり、この場合の償還額は当初投資された額面金額を大きく下回る可能性がある。

投資家は、申込期間中を含め日経平均株価の動向に常に留意すべきである。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、日経平均株価の水準に対して何ら保証をすることはなく、日経平均株価とそれらの動きに対して一切の責任を負わない。

早期償還による再運用リスク（早期償還リスク）

本社債は、いずれかの早期償還判定日において、日経平均株価終値が早期償還判定価格と等しいか、またはそれを上回る価格である場合、当該早期償還判定日の直後の利払日において、当該利払日に支払われるべき利息額を付して、その額面金額で早期償還される。その際に早期償還された償還額を再投資した場合に、早期償還されない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りが得られない可能性（再運用リスク）がある。

投資利回りリスク

上記「元本リスク」に記載のとおり、ロックイン事由が発生したことにより、各本社債の満期償還が計算代理人が算定した満期償還額の支払いにより行われる場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、日経平均株価が本社債発行後上昇し、いずれかの早期償還判定日において、日経平均株価終値が早期償還判定価格と等しいか、またはそれを上回る価格である場合には、本社債の早期償還額（下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 早期償還」に定義する。）は額面金額の100%となり、また、ロックイン事由が発生しなかった場合またはロックイン事由が発生したものの、償還判定日における日経平均株価終値が基準価格と等しいか、もしくはそれを上回る価格となった場合には、本社債の満期償還額は額面金額の100%となるため、それぞれの場合において、投資家は日経平均株価の上昇分を享受することができない。

配当

日経平均株価は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

不確実な流通市場（流動性リスク）

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社および日本における売出しに関連する売出人は、本社債を買い取る義務を負わない。このため、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は、非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、日経平均株価の水準、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

中途売却価格に影響する要因（価格変動リスク）

本社債の償還額は下記「本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」に記載の条項に従って決定される。満期日前の本社債の価値および売買価格は様々な要因に影響される。ただし、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定であり、ある要因のみが変動したと仮定した場合に予想される本社債の売買価格への影響を例示した。

日経平均株価

一般的に、日経平均株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、日経平均株価の上昇は本社債の価値に良い影響を与えると予想される。

配当利回りと株式保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇または日経平均株価および日経平均株価に係る先物の保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落または日経平均株価および日経平均株価に係る先物の保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

日経平均株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表す。多くの場合は日経平均株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の低下は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは日経平均株価の水準や本社債の満期日までの期間によって変動する。

金利

一般的に、円金利の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、円金利の下落は本社債の価値に良い影響を与える。ただし、かかる影響の度合いは、日経平均株価の水準や本社債の満期日までの期間により変動する。

発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

発行会社の財政状態、経営成績および信用状況

発行会社の財政状態、経営成績または信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

早期償還判定日

早期償還判定日の前後で本社債の価格が変動する可能性が高い。また、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は、本社債の価格が下落する傾向があると予想される。

本社債に影響を与える市場活動

計算代理人およびその関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で、株式現物、先物およびオプション市場での取引を經常的に行うことができる。計算代理人またはその関連会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の価格および日経平均株価に影響を与える可能性がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

本書における定義

「日経平均株価」とは、

株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、現在、インデックス・スポンサーがその公式な水準を算定し、発表しているものをいう。ただし、下記「本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

- 「インデックス・スポンサー」とは、株式会社日本経済新聞社をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「本取引所」とは、東京証券取引所、その後継の取引市場もしくは相場システムまたは日経平均株価の構成銘柄の取引を一時的に移して行う代替的な取引市場もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、当該銘柄に関し、かかる臨時の代替的な取引市場または相場システムにおいて、当初の本取引所と同等の流動性があると判断した場合に限る。)をいう。
- 「関連取引所」とは、大阪取引所、その後継の取引市場もしくは相場システムまたは日経平均株価の先物取引もしくはオプション取引を一時的に移して行う代替的な取引市場もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、日経平均株価の先物取引またはオプション取引に関し、かかる臨時の代替的な取引市場または相場システムにおいて、当初の関連取引所と同等の流動性があると判断した場合に限る。)をいう。
- 「日経平均株価終値」とは、インデックス・スポンサーが発表した日経平均株価の公式な最終の水準をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「判定日」とは、各早期償還日または満期日の10予定取引所営業日前の日をいう。ただし、当該日が障害日(下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生」に定義する。)である場合、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生」の規定に服する。疑義を避けるために、上記の10予定取引所営業日前の日は当該日において決定され、その後にかかる判定日と対応する早期償還日または満期日の間の予定取引所営業日の日数が変わった場合でも調整は行わないことを明記する。
- 「予定取引所営業日」とは、(a)本取引所および関連取引所がそれぞれの通常取引セッションの間の取引のために営業を予定しており、かつ(b)インデックス・スポンサーが日経平均株価終値を発表することを予定している日をいう。

- 「当初価格」とは、
条件設定日における日経平均株価終値として計算代理人が決定するものをいう。同日が障害日である場合、当初価格はその直後の予定取引所営業日における日経平均株価終値とする。ただし、当該予定取引所営業日も障害日である場合、かかる日が障害日であることにかかわらず、当該予定取引所営業日に、計算代理人は適切であると考える情報を参照して、その単独の完全な裁量により当初価格を決定する。なお、上記に従い決定された当初価格は、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「条件設定日」とは、
2023年2月3日をいう。
- 「早期償還判定価格」とは、
当初価格の105.00%に相当する価格（小数点以下第三位切捨て）をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「早期償還判定日」とは、
各早期償還日の直前の判定日をいう。
- 「早期償還日」とは、
初回の利払日および満期日を除く各利払日をいう。
- 「ロックイン事由」とは、
計算代理人がその単独の裁量により、日経平均株価終値が、観察期間中の予定取引所営業日に一度でもロックイン価格と等しいか、またはそれを下回る価格であったと決定した場合をいう。
- 「ロックイン価格」とは、
当初価格の60.00%に相当する価格（小数点以下第三位切捨て）をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「観察期間」とは、
2023年2月6日（同日を含む。）から償還判定日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 「償還判定日」とは、
満期日の直前の判定日をいう。
- 「基準価格」とは、
当初価格の100.00%に相当する価格をいう。ただし、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。
- 「計算代理人」とは、
ソシエテ・ジェネラルをいう。計算代理人において一切の計算、決定、調整または行為を行うことが必要とされる場合（本社債の要項に別段の定めのある場合を除く。）、計算代理人はこれらを誠実かつ商業上合理的な方法により行う。計算代理人の計算および決定は、明白な誤謬がない限り、最終的なものであり、発行会社および本社債権者に対して拘束力を有する。

本社債の要項の概要

(1) 利息

(A) 利率および利払日

本社債には、上記「1 売出有価証券 - 売出社債（短期社債を除く。）」に記載の利率で、2023年2月3日（利息起算日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が満期日よりも前に償還または買入消却されない限り、2023年5月3日を初回として、毎年2月3日、5月3日、8月3日および11月3日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（利息計算期間）について後払いされる。各利払日に支払われる利息額は、額面金額100万円の各本社債につき8,275円である。

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われない。

(B) 利息の発生

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しない。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は下記のいずれか早い方の日まで継続して発生する。

- () 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日
- () 本社債に関して支払うべき金額の全額を主支払代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対してなされた日の5日後の日

(2) 償還および買入れ

(A) 早期償還

計算代理人がその単独の裁量により、いずれかの早期償還判定日において、日経平均株価終値が早期償還判定価格と等しいか、またはそれを上回る価格であったと決定した場合、本社債は、当該早期償還判定日の直後の早期償還日に、発行会社により、その額面金額の100%（以下「早期償還額」という。）で早期償還される。この場合、当該早期償還日に支払われるべき利息額が、早期償還額とともに支払われる。

(B) 満期における償還

本社債が満期日よりも前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、以下の金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。ただし、下記「日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

- (イ) ノックイン事由が発生しなかった場合には、額面金額の100%
- (ロ) ノックイン事由が発生した場合には、計算代理人が下記の算式に従って算出する金額

$$\text{満期償還額} = \text{額面金額} \times \frac{\text{償還判定日における日経平均株価終値}}{\text{基準価格}}$$

（1円未満の端数は四捨五入する。ただし、満期償還額は0円を下回らず、また上記の算式に従って算出された金額が額面金額を超える場合には額面金額とする。）

日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生

・ 障害日の発生

判定日として当初指定されていた日が障害日に該当する場合、計算代理人は、その直後の障害日でない予定取引所営業日が判定日であると決定する。ただし、判定日として当初指定されていた日の直後の2予定取引所営業日がいずれも障害日である場合は以下のとおりとする。

- () 判定日として当初指定されていた日の2 予定取引所営業日後の日が、障害日であるにもかかわらず、判定日とみなされる。
- () 計算代理人が、最初の障害日の発生の直前に効力を有していた日経平均株価の水準の算式および算定方法に従って、当該2 予定取引所営業日後の日の評価時刻における日経平均株価を構成する各有価証券の取引価格または指値（障害日を発生させた事象が当該2 予定取引所営業日後の日に関連する有価証券について生じた場合には、当該2 予定取引所営業日後の日の評価時刻における当該有価証券の価値の誠実な見積額）を用いて、当該2 予定取引所営業日後の日の評価時刻時点での日経平均株価の価値または水準の誠実な見積額を算定し、そのように算定された日経平均株価の価値または水準の誠実な見積額が日経平均株価終値であるとみなされる。

本要項のその他の規定にかかわらず、観察期間におけるいずれかの予定取引所営業日が障害日である場合、計算代理人は、当該障害日における日経平均株価の誠実な見積額を決定することができる（ただし、そのようにする義務は負わない。）。

「障害日」とは、(a)本取引所または関連取引所がその通常取引セッションの間の取引のための営業を行わないか、(b)市場障害事由（以下に定義する。）が発生するか、または(c)インデックス・スポンサーが日経平均株価終値を発表しない予定取引所営業日をいう。

「市場障害事由」とは、評価時刻（以下に定義する。）直前の1 時間の間に()取引障害（以下に定義する。）もしくは()取引所障害（以下に定義する。）が発生もしくは存在し、計算代理人が重要であると決定すること、または()早期終了（以下に定義する。）をいう。

「評価時刻」とは、予定終了時刻（以下に定義する。）または（本取引所が予定終了時刻よりも前に取引を終了した場合には）本取引所の実際の終了時刻をいう。

「予定終了時刻」とは、本取引所または関連取引所について、当該本取引所または関連取引所の平日の予定された終了時刻（時間外または通常取引セッション外の取引は考慮しない。）をいう。

「取引障害」とは、(a)本取引所における日経平均株価の20%以上を構成する有価証券に関する取引の停止もしくは制限、または(b)関連取引所における日経平均株価に関する先物取引もしくはオプション取引に関する取引の停止もしくは制限であって、本取引所または関連取引所の許容する制限を超える価格変動その他の理由により、本取引所、関連取引所その他の者により行われたものをいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般に、(a)本取引所において日経平均株価の20%以上を構成する有価証券について取引を行うこと、もしくは市場価格を取得すること、または(b)関連取引所において日経平均株価の先物取引もしくはオプション取引を行うこと、もしくはかかる取引の市場価格を取得することを阻害し、または損なわせると計算代理人が決定した事由（ただし、早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、いずれかの取引所営業日（以下に定義する。）において、(a)日経平均株価の20%以上を構成する有価証券に係る本取引所または(b)関連取引所が、その予定終了時刻よりも早く終了すること（ただし、本取引所または（場合により）関連取引所が、(x)当該取引所営業日における当該本取引所もしくは（場合により）関連取引所の通常取引セッションの実際の終了時刻または(y)当該取引所営業日の評価時刻に実行されるための本取引所もしくは関連取引所のシステムへの取引注文の入力の締切時刻のいずれか早い方の1 時間以上前にかかる早期の終了を公表した場合を除く。）をいう。

「取引所営業日」とは、本取引所または関連取引所における取引がその予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、本取引所および関連取引所がそれぞれの通常取引セッションの間の取引のために営業を行い、インデックス・スポンサーが日経平均株価終値を発表する予定取引所営業日をいう。

・ 調整事由の発生

A (a)日経平均株価がインデックス・スポンサーによって算定されず、発表されない場合であって、計算代理人が許容しうる後継のスポンサー（以下「後継スポンサー」という。）によって算定され、発表される場合または(b)日経平均株価が、その算定に用いられる計算と同一もしくは実質的に類似した算式および手法を用いていると計算代理人が判断する後継の指数（以下「後継指数」という。）に置き換えられた場合、当該後継スポンサーにより算定され、発表される指数または（場合により）当該後継指数を日経平均株価であるとみなす。

B (a)いずれかの判定日以前に、インデックス・スポンサー（もしくは（場合により）後継スポンサー）が日経平均株価に係る算式もしくは算定方法に重大な変更を加え、もしくはその他の方法により日経平均株価に重大な修正（当該算式もしくは方法に規定された、構成要素である有価証券および資本の変動の場合ならびにその他の経常的な事由が発生した場合に日経平均株価を保持するための修正を除く。）を加えたと計算代理人が判断した場合（疑義を避けるため、日経平均株価の分割、日経平均株価の統合その他の日経平均株価のパフォーマンスまたは水準のいずれかに関連する事由は「経常的な事由」に該当しないことを明記する。）（以下「指数修正」という。）、(b)いずれかの判定日以前に、インデックス・スポンサー（もしくは（場合により）後継スポンサー）が日経平均株価の算定および発表を行わず、かつそのような事態がソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかの本社債に関するヘッジに重大な影響を及ぼす可能性があるとして計算代理人が判断した場合（以下「指数障害」という。）、または(c)インデックス・スポンサー（もしくは（場合により）後継スポンサー）が恒久的に日経平均株価の算定を中止し、かつ後継指数が存在しないと計算代理人が判断した場合（以下「指数中止」といい、指数修正および指数障害とあわせて、それぞれを「指数調整事由」という。）、計算代理人は、以下のいずれかの措置をとる。

(x) 本社債の要項に定められる、支払われるべき金額または条件が成就したか否かを決定するために用いられる算式による算定を、発表された日経平均株価の代わりに、計算代理人が当該指数調整事由の直前における日経平均株価の算式および算定方法に従って、当該指数調整事由の直前に日経平均株価を構成していた有価証券（その後本取引所への上場が廃止された有価証券を除く。）のみを用いて決定した当該判定日の評価時刻における日経平均株価の水準を用いて行う。

(y) 日経平均株価を、新たな指数（ただし、(a)同一の経済的分野または（場合により）地理的領域を反映し、かつ(b)可能である場合には、一つまたは複数の経済協力開発機構（OECD）加盟国の一つまたは複数の本取引所に上場されている株式を反映するものに限る。）に置き換える。

計算代理人が、上記(x)の措置をとらず、かつ上記(y)において計算代理人が(a)および(b)の基準を満たす指数を選定することができない場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。

() 下記「(F) 満期日までの金銭化」の規定を適用する。

() 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由（以下「期限前償還事由」という。）であるとみなす。期限前償還事由が発生した場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還事由の発生後可能な限り速やかに、期限前償還額（下記「(C) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還」に定義する。）に等しい金額の支払いまたは交付（場合による。）を行う。

・ 日経平均株価終値の修正

本取引所またはインデックス・スポンサーが発表する価格または水準であって、本社債に基づいて行われる計算または決定に用いられるものが事後的に修正され、かかる修正が当初の発表後（ただし、本社債に係る満期日その他の支払期日の4営業日前の日まで）に本取引所またはインデックス・スポン

サーにより発表され、公に入手可能なものとされた場合、計算代理人は、当該修正の結果支払われるべき金額を決定し、必要な範囲で当該修正を反映するために本社債の要項を調整する。ただし、上記において「4」とあるのは、計算代理人がユーロクリアおよびクリアストリームに適用ある規則に従い決定する異なる期限に読み替えることができる。

・ 法律変更、ヘッジ障害、保有制限事由およびヘッジ費用増加ならびにその帰結

発行日以降における日経平均株価に関する法律変更（以下に定義する。）、ヘッジ障害（以下に定義する。）、保有制限事由（以下に定義する。）もしくはヘッジ費用増加（以下に定義する。）の発生またはその見込み（計算代理人が判断する。）は、「特別事由」を構成する。

特別事由が発生した場合、計算代理人は、以下のいずれかの措置をとることができる。

（ ）日経平均株価を、同一の経済的分野または地域的領域を反映する新たな指数に置き換える。

（ ）（ヘッジ費用増加の場合に限り）ヘッジ費用増加が発生した後の利払日においていずれかの本社債につき発生する利息額から、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかに係るヘッジ費用増加を発生させた新規のまたは追加的な租税公課、費用または手数料の金額（当該本社債に基づく発行会社の支払義務をヘッジするためのヘッジ・ポジションに関するものであり、かかる金額は未償還の本社債に比例按分される。）（以下「控除額」という。）を控除する。ただし、控除額が利息額から控除されるべき利払日において、一つの本社債に係る控除額が当該利払日において一つの本社債につき発生する利息額（控除額を控除する前のもの）を上回る場合、当該利息額は0円まで減額され、控除額と利息額（控除額を控除する前のもの）の差額は、それ以降の利払日において発生する利息額から控除される。控除額の全部または一部が最終の利払日の到来後も控除されない場合、控除額の残額は、期限前償還額または満期償還額のうちいずれか最も早く到来したのから控除される（ただし、かかる控除の結果は0円を下限とする。）。

計算代理人が上記（ ）の置き換え（またはヘッジ費用増加の場合に限り上記（ ）の控除）を行わなかった場合、計算代理人は、誠実に行為して以下のいずれかを行うことができる。

（ ）当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由とみなす。その場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。

（ ）下記「(F) 満期日までの金銭化」の規定を適用する。

「法律変更」とは、発行日、ヘッジ・ポジション（以下に定義する。）の取引日または本社債の最初の判定日（適用ある場合）のいずれか最も早い日以後に、(A)適用ある法令（租税、支払不能または自己資本規制に係る法令を含むが、これに限られない。）が採択または改正されたこと、または(B)管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈が公布もしくは変更されたこと（課税当局による措置または管轄裁判所に提起された訴えを含む。）により、日経平均株価に関してソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが発行会社とソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結した契約を維持することが法律に違反することになったと計算代理人が誠実に判断することをいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家（以下に定義する。）による、（個別に、またはポートフォリオ・ベースで）満期日に支払期限を迎える本社債に基づく（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家の債務の一部または全部についてのヘッジを行うための(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ、金利取引もしくは外国為替取引のポジションもしくは契約、(b)有価証券の貸借取引、(c)預託金もしくは金銭の借入れおよび/または(d)その他の証書、取決め、資産もしくは

は責任（名称を問わない。）の購入、売却、締結または維持をいい、未償還の各本社債に比例的に割り当てられる。

「仮想投資家」とは、(a)関係法域（以下に定義する。）、現地法域（以下に定義する。）および/もしくは（場合により）租税居住法域（以下に定義する。）の租税に係る法令における適用ある関係法域、現地法域および/もしくは（場合により）租税居住法域または(b)適用ある租税条約もしくは関連する法律もしくは取決めに基づいて現地租税（以下に定義する。）に関して何らかの返金、クレジットその他の利益、免除もしくは減額が生じる可能性のある法域の居住者ではない仮想の機関投資家をいう。

「関係法域」とは、いずれかの構成銘柄の発行者の設立法域または組織法域における関連する当局をいう。

「現地法域」とは、本取引所の所在地である法域をいう。

「租税居住法域」とは、現地法域またはいずれかの構成銘柄の発行者の税法上の居住地である法域をいう。

「現地租税」とは、いずれかの法域における課税当局により課される租税公課その他これに類する費用（それぞれの場合において、それに係る利息および罰金を含む。）であって、何らかの適用ヘッジ・ポジション（以下に定義する。）に関して仮想投資家が源泉徴収を受け、支払い、またはその他の方法により負担することとなるもの（ただし、仮想投資家の純利益全体について課される法人税を除く。）をいう。

「適用ヘッジ・ポジション」とは、商業上合理的な方法で行為する仮想投資家が、当該時点において本社債についてヘッジを行うために必要であると考えらるであろうと発行会社またはその関連会社のいずれかが判断するヘッジ・ポジションをいう。

「ヘッジ障害」とは、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、商業上合理的な努力を行った後も、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結および義務の履行を行うことによる市場リスクまたはその他の関連ある価格リスク（社債価格リスク、信用価格リスク、通貨リスク、株価リスク、配当リスク、金利リスク、外国為替リスクおよび保証価格リスクを含むが、これに限られない。）をヘッジするために必要であると考える取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約および/もしくは処分を行うこと、または(b)ヘッジ・ポジションもしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の受取金を（ヘッジ・ポジションの法域（以下「関連法域」という。）内の口座間で、もしくは、場合により、関連法域内の口座から関連法域外の口座に）自由を実現させ、回収し、受領し、もしくは送金し、もしくは移転することのいずれかができないことをいう。

「ヘッジ費用増加」とは、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結および義務の履行を行うことによる市場リスクまたはその他の関連ある価格リスク（社債価格リスク、信用価格リスク、通貨リスク、株価リスク、配当リスク、金利リスク、外国為替リスクおよび保証価格リスクを含むが、これに限られない。）をヘッジするために必要であると考える取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行い、または(b)ヘッジ・ポジションもしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の受取金を自由を実現させ、回収し、受領し、送金し、もしくは移転するために、（ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが本社債に係るヘッジ・ポジションを取得した日にお

ける状況と比較して)著しく高額の公租公課、費用または手数料(委託手数料を除く。)を負担することとなることをいう。

「保有制限事由」とは、仮想投資家が発行会社またはその関連会社のいずれかであると仮定した場合、日経平均株価のいずれか一つの制限構成銘柄に係る発行会社およびその関連会社の持分の合計が、許容または推奨される割合を超えて、当該構成銘柄の発行者の(直接的または間接的な)所有、支配または当該構成銘柄のいずれかの種類の議決権付証券の一定割合の議決権を構成し、または構成することが見込まれると、発行会社が、ヴォルカー・ルール(以下に定義する。)(かかる法律に基づき関係政府機関により制定された、またはかかる法律との関係で関係政府機関により発行された要求、規制、規則、指針または指令を含む。)を遵守する目的上、判断することをいう。

「ヴォルカー・ルール」とは、ドッド・フランク・ウォールストリート改革・消費者保護法第619節により改正された1956年銀行持株会社法をいう。

・ 重大事由の発生

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、計算代理人が、その単独の完全な裁量により、満期日またはそれよりも前に、発行会社による本社債に基づく債務の履行に重大な悪影響を及ぼしうる事由が発生したと判断した場合、発行会社は、本社債の全部(一部は不可。)を、かかる決定後可能な限り速やかに、期限前償還額で償還する。

・ 通知

計算代理人が重要であると判断する調整を生じさせる事由または日経平均株価に影響を及ぼす特別な事由が生じた場合、計算代理人は発行会社に対して、計算代理人が行った関連する調整または決定について通知し、発行会社はそれを下記「(9) 通知」に従って主支払代理人および本社債権者に通知する。本社債権者は、計算代理人の所定の住所において、かかる調整または決定の詳細に関する情報を請求により入手することができる。

・ 管理機関/ベンチマーク事由

発行日以後、日経平均株価に影響を与えるベンチマーク事由(以下に定義する。)が発生した、または発生する可能性があるとして計算代理人が決定した場合、計算代理人は以下のいずれかを行うことができる。

(A) 日経平均株価について、関連ある事由または状況を考慮するために計算代理人が適切と思料する調整を行う。かかる調整には、同一の経済的分野または地域的領域を反映する後継の指数の選定および本社債の条件に対するその他の変更または調整(適用ある場合、当該後継の指数に対するエクスポージャーを提供するための発行会社の増加費用、および、後継の指数が複数存在する場合は、後継の指数の間でのエクスポージャーの配分を行うための発行会社の増加費用を反映することを目的とした調整を含む。)が含まれる場合があるが、これらに限定されない。

(B) 計算代理人が上記(A)に基づく調整を行わなかった場合、計算代理人は、誠実に行為して以下のいずれかを行うことができる。

() 当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなす。その場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。

() 下記「(F) 満期日までの金銭化」の規定を適用する。

「管理機関／ベンチマーク事由」とは、ベンチマーク（以下に定義する。）について、ベンチマークまたはベンチマークの管理機関もしくはスポンサーに関する一切の許可、登録、認定、承認、同等性決定、認可または公式の登録簿への登録が取得されていないこと、もしくは今後取得されないこと、または関連ある監督官庁もしくはその他の関連ある公的機関により棄却、却下、停止もしくは撤回されていること、もしくは今後棄却、却下、停止もしくは撤回されることをいう。いずれの場合も、発行会社、計算代理人およびその他一切の事業体のいずれもが、本社債に関するそのまたは各々の債務の履行のためにベンチマークを使用する許可を適用法令に基づいて受けていない、または今後受けないものとする。

「ベンチマーク」とは、EU BMR（以下に定義する。）の定義におけるベンチマークに該当する一切の数値であって、当該数値の全部または一部を参照することにより、本社債に基づき支払もしくは交付される一切の金額または本社債の価値が決定されるものをいう（いずれも計算代理人の決定による。）。

「ベンチマーク事由」とは、ベンチマークについて、以下のいずれかが発生している、または今後発生することをいう。

（ ）ベンチマーク中止（以下に定義する。）。

（ ）管理機関／ベンチマーク事由。

「EU BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制（規則（EU）2016 / 1011号）（その後の改正を含む。）をいう。

「ベンチマーク中止」とは、ベンチマークについて、以下の一つ以上が発生することをいう。

（ ）ベンチマークの管理機関またはその代理人が、ベンチマークの提供を恒久的または無期限に中止した、または今後中止すると発表する公式声明または情報の公表。ただし、当該声明または公表の時点で、ベンチマークを継続して提供する後継の管理機関が存在しないことを条件とする。

（ ）ベンチマークの管理機関に係る規制監督当局、ベンチマークの通貨に係る中央銀行、ベンチマークの管理機関を管轄する破綻処理当局、またはベンチマークの管理機関に対して類似の破産もしくは破綻処理に関する権限を有する裁判所もしくは事業体による、ベンチマークの管理機関がベンチマークの提供を恒久的もしくは無期限に中止した、または今後中止すると記した公式声明または情報の公表。ただし、当該声明または公表の時点で、ベンチマークを継続して提供する後継の管理機関が存在しないことを条件とする。

（ ）ベンチマークに関して、（a）当該ベンチマークが測定を意図する対象市場および経済的実態を当該ベンチマークがもはや反映していない、または将来の特定の日において反映しなくなる、かつ、その指標性が今後回復されないと当該ベンチマークの管理機関に係る規制監督当局が判断したこと、ならびに（b）公式声明または情報の公表が、当該監督当局による中止前の発表によって発効するフォールバックの一定の契約上（記載方法は問わない。）のトリガーとなることを認識した上で行われていることを発表する、当該規制監督当局による公式声明または情報の公表。

ベンチマークについて、（ ）管理機関／ベンチマーク事由をその他の方法で構成するもしくは生じさせる事由もしくは状況がベンチマーク中止も構成する場合、または（ ）ベンチマーク中止および管理機関／ベンチマーク事由がその他の方法で同時に継続する場合、いずれの場合もベンチマーク中止を構成するものとし、管理機関／ベンチマーク事由を構成せず、または生じさせないものとする。

日経平均株価に関する情報

- ・ 概略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における株式会社日本経済新聞社の方針を反映するものである。かかる方針は株式会社日本経済新聞社により任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、株式会社日本経済新聞社が計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所プライム市場に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所プライム市場に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与えうるかかる計算方法を、修正または変更しない保証はない。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、（ ）各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する株価換算係数で乗じ、（ ）その積を合計し、（ ）その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2023年1月16日現在29.20304637であり、下記のとおり調整される。日経平均株価に新規採用する銘柄の株価換算係数は、原則として1を設定する。ただし、当該銘柄の株価が構成銘柄の採用株価合計の1%を超えている場合は、1以外の値（0.1~0.9）を設定する場合がある。値は採用株価合計の1%を超えない最大の値とし、刻みは0.1とする。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中5秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外、株式交換、株式分割等の一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または（場合により）関連ある構成銘柄の株価換算係数は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に株価換算係数を乗じたものの合計を（新たな）除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、株式会社日本経済新聞社により除外または追加される。構成銘柄は、株式会社日本経済新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数は上限を3銘柄とする。また、定期見直しとは別に、次の事由に該当するものは、構成銘柄から除外される。

- （ ） 整理銘柄または特設注意市場銘柄への指定
- （ ） 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- （ ） プライム市場以外の市場への異動

監理銘柄入りとなった銘柄については、当該指定時点では原則除外されないが、将来上場廃止となる可能性が極めて高いなどの要因により、かかる構成銘柄を使用し続けることが極めて不適切であると判断された場合は、その旨が公表された後に除外される可能性がある。構成銘柄からある株式を除外した場合には、株式会社日本経済新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

・ 東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の一つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は現在、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額の変化で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に影響を及ぼすことがある。

・ 免責

日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価自体および日経平均株価を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有する。

「日経」および日経平均株価を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて株式会社日本経済新聞社に帰属する。

株式会社日本経済新聞社は、本社債を保証するものではなく、本社債に関して一切の責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価の構成銘柄、計算方法、その他日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

(C) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還

(イ) 本項において別段の定めのある場合を除き、本社債の発行日以後、本社債に関連して特例事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社は、本項に従い、主支払代理人および本社債権者に通知することにより、発行会社による期限前償還に関する適用ある通知の交付から14暦日後に、本社債を期限前償還することを選択することができる。

「特例事由」とは、税制事由（以下に定義する。）、特別税制事由（以下に定義する。）、規制事由（以下に定義する。）、不可抗力事由（以下に定義する。）または債務不履行事由（下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。）のいずれかをいう。

(ロ) 税制事由、特別税制事由または規制事由が発生した場合、計算代理人は、関連通知（以下に定義する。）を行うことにより、() 本社債の期限前償還（以下に定義する。）の規定または() 下記「(F) 満期日までの金銭化」の規定のいずれかを適用することを決定することがで

き、不可抗力事由または債務不履行事由が発生した場合、計算代理人は、本社債の期限前償還の規定のみを適用することができる。

「税制事由」とは、() 租税法域(以下に定義する。)の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更(発行日以降に有効となるものに限る。)の結果、発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であって、() 発行会社が、その利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合をいう。

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「特別税制事由」とは、発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払いに関する取決めにもかかわらず、租税法域の法令に基づき、本社債に係る次の支払い(元金または利息(もしあれば)の支払いを含む。)または交付の際に、当該時点において期限が到来している金額の全額の支払いまたは交付(場合による。)を、本社債権者に対し行うことを禁止される場合をいう。

「規制事由」とは、発行会社および/もしくはその他の立場(本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。)におけるソシエテ・ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社(以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ・ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。)のいずれかに関する法令変更(以下に定義する。)が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

() いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行するために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用(名称の如何にかかわらず。)の金額または担保提供義務が(当該事由が発生する前の状況と比較して)著しく増加すること(本社債の発行に関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。)

() 規制事由関係者が(a)本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持、償還もしくは決済するため、(b)当該規制事由関係者が本社債の発行に関して利用することができるその他の取引に係る資産(もしくはかかる資産に対する持分)について取得、保有、資金提供もしくは処分を行うため、(c)本社債もしくは発行会社およびソシエテ・ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者間で締結された契約に関する義務を履行するため、もしくは(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行うため、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うために、発行日時時点で保有していない免許、承認、許可もしくは登録を政府、政府間もしくは国際的な機関、組織、省庁もしくは部局から取得しなければならなくなり、もしくは新たな規制を遵守するために定款を変更しなければならなくなること。

() 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

「法令変更」とは、()発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、()発行日時時点ですでに効力を生じていたが、発行日時時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が施行もしくは適用されること、または()発行日時時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時時点での関連する法令もしくは規則に関する

管轄権を有する裁判所、裁決機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関（発行日時点で存在したものに追加され、もしくはこれに代わる裁判所、裁決機関、当局もしくは機関を含む。）による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

「関連通知」とは、（ ）税制事由、規制事由または不可抗力事由の場合は30日以上45日以内、（ ）特別税制事由の場合は7日以上45日以内に、本社債権者および主支払代理人に対し行われる通知（本社債権者に対する通知については取消不能。）をいう（債務不履行事由については下記「(5) 債務不履行事由」の規定に服する。）。

「本社債の期限前償還」とは、本社債の全部（一部は不可。）を、随時、期限前償還額で償還することをいう。

「期限前償還額」とは、計算代理人が決定する本社債の償還の期日における公正市場価額に相当する金額をいい、（本社債権者に公正な市場価値を償還するために回避することのできない費用を考慮した後）かかる期限前償還がなければ当該期限前償還日より後に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する。疑義を避けるために、債務不履行事由の発生後における期限前償還額の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する（この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができることとみなされる。）。本社債の要項の別段の規定にかかわらず、計算代理人が上記に従って決定する期限前償還額は、当該期限前償還日（同日を含まない。）までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還額に含まれる利息のほかには、いかなる利息（経過利息であれ何であれ）またはその他何らの金額も支払うことはない。かかる計算が1年に満たない期間について行われる場合には、かかる計算は、日数調整係数（以下に定義する。）に基づいて行われる。

「日数調整係数」とは、直前の利払日または（先行する利払日が存在しない場合には）利息起算日（同日を含む。）から当該支払いの期日（同日を含まない。）までの期間の日数（かかる日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成される360日であるとして計算される。）を360で除した数をいう。

「不可抗力事由」とは、発行日以後、規制事由関係者の責めに帰すべからざる事由または国家行為が発生したことを理由に、規制事由関係者が本社債に基づくその義務を履行することが不可能となり、その結果本社債の継続が確定的に不可能となることをいう。

(D) 引受けおよび買入れ

発行会社は、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を（ただし、確定社債券の場合はすべての期限未到来の付属利札も当該本社債とともに）引き受け、かつ/または買い入れる権利を有する。

(E) 消却

発行会社により、または発行会社のために消却のために買い入れられた本社債は、すべて直ちに（確定社債券の場合には、当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引き渡される期限未到来の利札すべてとともに）消却される。買入消却された本社債はすべて、（確定社債券の場合には、本社債とともに消却された期限未到来の利札すべてとともに）主支払代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(F) 満期日までの金銭化

上記「(C) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による期限前償還」との関係で発行会社が満期日までの金銭化を適用することを選択し、または上記「(B) 満期に

おける償還、日経平均株価に影響を及ぼす事由の発生」の規定に基づいて計算代理人が本項に基づく金銭化を適用することを選択した場合、発行会社は、満期日における満期償還額の支払いを行う債務を負わず、それに代えて、その債務の完全かつ最終的な履行として、下記に定める金額の支払いを行う。

下記において「4」とあるのは、計算代理人がユーロクリアおよびクリアストリームに適用ある規則に従い決定する異なる期限に読み替えることができる。

発行会社は、各本社債について、満期日に、(a)ヘッジ・ポジションを（特に、ヘッジ・ポジションの全部または一部に係る所定の債務または責任（もしあれば）を、ヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることにより）清算した結果、完全清算日（以下に定義する。）に（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家に残されることとなる正の金額の純額（かかる金額または必要に応じてかかる金額を完全清算日における関連直物為替レート（以下に定義する。）を用いて日本円に換算したものを、この規定および複利法（以下に定義する。）との関係で「計算金額」という。）に、(b)(x)完全清算日（同日を含む。）から(y)満期日の4営業日前の日（同日を含まない。）までの期間（この規定および複利法との関係で「計算期間」という。）に、計算金額につき複利法に従って発生する利息を加えた金額に基づいて計算代理人が決定した金額の支払いを行う。疑義を避けるため、ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家によりヘッジ・ポジションとして保有される資産に係る清算金は、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかについてヘッジ・ポジションに基づいて生じる責任（もしあれば）を消滅させるために優先的に用いられたとみなされること、および上記の計算金額は最小でゼロとなりうることを明記する。

「完全清算日」とは、ヘッジ・ポジションの清算金（特に、かかるヘッジ・ポジションの全部または一部に係る所定の債務または責任（もしあれば）を、かかるヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることによるものを含む。）が（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家によって全額受領されたとみなされる日として計算代理人が決定する日をいう。

「関連直物為替レート」とは、計算代理人が決定する、一定の金額を一定の日に日本円に換算するために用いられる当該金額の表示通貨の日本円への為替レートをいう。

「複利法」とは、利息の金額が、関連する計算期間における各複利期間（以下に定義する。）に係る複利期間金額（以下に定義する。）の合計額に等しいことをいう。

「複利期間」とは、ある計算期間における複利日（以下に定義する。）（同日を含む。）からその直後の複利日（同日を含まない。）までの各期間をいう。

「複利日」とは、ある計算期間における各営業日をいう。

「複利期間金額」とは、ある複利期間に関し、(a)調整後計算金額（以下に定義する。）に(b)複利利率（以下に定義する。）および(c)日数係数（以下に定義する。）を乗じて得られた数値をいう。

「調整後計算金額」とは、(a)ある計算期間の最初の複利期間については、当該計算期間に係る計算金額をいい、(b)当該計算期間におけるその後の複利期間については、当該計算期間に係る計算金額と当該計算期間のそれに先立つ各複利期間に係る複利期間金額の合計に等しい金額をいう。

「複利利率」とは、ある複利期間金額について、計算代理人が関連する複利期間の初日に決定する、発行会社により提示された日本円に係る年利率をいい、日本円に関して用いられる特定の複利利率は、計算期間の初日から計算代理人の事務所において提供される。

「日数係数」とは、複利法との関係において、複利期間の正確な日数（初日を含むが、最終日を含まない。）を360で除した数をいう。

(3) 支払いおよび交付

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、東京都所在の銀行に保有する被支払人の円建て口座への振込みにより行われる。

(B) 本社債および利札の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは（下記の規定に従い）上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは（下記の規定に従い）同様に利札の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国（アメリカ合衆国（その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。））外の支払代理人の指定事務所においてなされる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。下記の規定に従い、確定社債券である本社債または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債または利札の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

本社債に係る確定社債券の支払期限が到来した場合、当該本社債に関する支払期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は無効となり、かかる利札に関する支払いは行われない。金銭により決済される本社債が、当該本社債に付される支払期限未到来のすべての利札なしに償還のために呈示された場合、当該本社債について支払われるべき金額の支払いは、発行会社が決定する補償の提供との引換えによってのみ行われる。

本社債に係る確定社債券の償還の期日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または（場合により）利息起算日（同日を含む。）より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

(C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する支払いは、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに（下記の規定に従い）合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、（必要に応じて）各支払いを区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または（必要に応じて）ユーロクリアもしくはクリアストリームの記録上になされる（当該決済機関はまた、関連する大券上の持分の保有者に対する関連ある各支払いを記録する。）。

(D) 支払いに適用される一般条項

本社債の大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリームの記録上、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ、発行会社によってかかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により行われた支払いにおけるかかる者の持分につき請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

いかなる支払いも、合衆国内の口座宛になされてはならない。

(E) 税金等に関する法令の遵守

()すべての支払いは、あらゆる法域の税金その他の事項に関する法令および指令(法の適用によるものであるか、発行会社またはその支払代理人の契約によるものであるかを問わない。)を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課されるいかなる性質の公租公課についても責任を負わず(ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。)、また、()すべての支払いは、1986年アメリカ合衆国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求される源泉徴収または控除その他の内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈または同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われる源泉徴収または控除の対象となり、また、()すべての支払いは、内国歳入法第871条(m)に基づいて要求される源泉徴収または控除の対象となる。かかる支払いに関して、本社債権者に対して何らの手数料または費用も課されない。ただし、疑義を避けるために、本要項に定めるヘッジ費用増加が発生した場合における規定を適用することを計算代理人が選択する権利は妨げられないことを明記する。

(F) 支払営業日

本社債に関する支払期日が支払営業日(以下に定義する。)でない場合、その本社債権者は、代わりに、当該地域における翌支払営業日(ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。)に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京およびロンドンならびに(確定社債券の場合には)関連する呈示の場所において、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業(外国為替および外貨預金の業務を含む。)を行っている日をいう。ただし、代理契約の規定に従う。

(G) 元金および利息の解釈

本社債の元金という表現には、必要に応じ、()本社債の早期償還額、()本社債の満期償還額、()本社債の期限前償還額、()下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および()本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額(利息を除く。)を含む。

本社債の利息という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含む。

本社債の経過利息という表現には、「(1) 利息、(B) 利息の発生」に規定されるように支払いが停止されている遅滞分の利息を含む。

(H) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由により日本円を取得できなくなった場合、発行会社は、その本社債権者に対する支払義務を、支払期日の4営業日前の日の正午(パリ時間)における適当な銀行間市場の日本円によるユーロまたは(場合により)米ドルの買値のスポット為替レート(かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート)により換算したユーロ建てまたは米ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロまたは(場合により)米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由を構成しない。

(I) 代理人

当初の主支払代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

- () 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人（主支払代理人がなることができる。）が存在しなければならない。
- () 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人（主支払代理人がなることができる。）が存在しなければならない。
- () 計算代理人が存在しなければならない。
- () 常に主支払代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人（「支払代理人」）

名称	住所
ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルク・エスエー (Société Générale Luxembourg S.A.) (主支払代理人)	ルクセンブルク ルクセンブルク市 L-2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter L-2420 Luxembourg, Luxembourg)

いかなる変更、解任、選任または交代も、（支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。）「(9) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(4) 本社債の地位

本社債（適用ある場合は一切の関連ある利札を含む。）は、上位優先債務（フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に定める。）としての順位を有する、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務（以下「上位優先社債」という。）を構成する。

本社債は、() (a) フランス法第2016-1691号の施行日である2016年12月11日現在の発行会社のすべての未償還の直接、無条件、無担保かつ上位の債務および (b) フランス法第2016-1691号の施行日である2016年12月11日後に発行された発行会社の現在または将来のすべての上位優先の債務（通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に定める。）と同順位であり、() 法定の優先例外規定の対象となる発行会社の現在または将来のすべての請求に劣後し、また () 現在または将来のすべての (a) 非上位優先債務（以下に定義する。）および (b) 発行会社の劣後債務および超劣後債務に優先する。

「非上位優先債務」とは、ソシエテ・ジェネラルの一切の上位（*chirographaires*）債務またはソシエテ・ジェネラルが発行するその他の債券であって、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に規定される債務分類に該当する、または該当すると明記されたものをいう。

管轄裁判所により発行会社の裁判上の清算を宣言する判決が下された場合、またはその他の理由により発行会社が清算された場合には、

- ・上位優先社債および（適用ある場合には）関連する利札の所持人の支払いの権利は、法定の優先例外規定から利益を受ける請求の現在もしくは将来の保有者またはそれに係る債権者（以下「優先債権者」という。）すべての全額の支払いに劣後する。

- ・かかる全額の支払いを条件として、上位優先社債および（適用ある場合には）関連する利札の所持人は、上記（ ）に定める債務の現在もしくは将来の保有者またはそれに係る債権者に優先して支払いを受ける。
- ・優先債権者による支払いが未了である場合、上位優先社債（適用ある場合は一切の関連ある利札を含む。）に基づくソシエテ・ジェネラルの債務は終了する。

上位優先社債および（適用ある場合には）関連する利札の所持人は、自身がソシエテ・ジェネラルに対し主張する一切の請求に関し、かかるソシエテ・ジェネラルの清算の秩序ある達成のために必要なあらゆる手続を行う責任を負う。

(5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は、期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

- （ ）本社債について支払期限が到来した一切の金額の支払いまたは交付について発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- （ ）発行会社が本社債に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること（ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。）。
- （ ）発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(6) 社債権者集会

代理契約は、本社債、利札または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議（以下「特別決議」という。）による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会（電話会議またはビデオ会議プラットフォームの利用によるものを含む。）の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債に関する一定の条項の変更（本社債の満期日の変更、本社債に係る元金もしくは利息の減額もしくは免除、本社債もしくは利札の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および/もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらを対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない（代理契約により詳細な規定がなされる。）。）を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面総額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代

理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面総額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。代理契約は、()代理契約に基づき正式に招集され開催された集会において、当該決議に投じられた票の4分の3以上からなる過半数により可決された決議、()その時点で未償還の本社債の額面金額の90%以上の所持人によりもしくはそのために署名された書面決議、または()その時点で未償還の本社債の額面金額の4分の3以上の所持人によりまたはそのために(主支払代理人が満足する形式による)決済機関を通じた電子的同意により付与される同意は、それぞれの場合において、本社債権者の特別決議として効力を有すると規定している。社債権者集会において上記の規定に従って書面または電子的同意により可決された特別決議は、その出席の有無および決議への投票の有無を問わず、本社債権者および利札の所持人のすべてを拘束する。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者の同意なくして、本社債または代理契約の変更のうち、()本社債もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、()本社債権者の利益を著しく害しないもの(ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。)、()明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または()法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知される。

(7) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書(以下「租税条約」と総称する。)上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、法的または税制上の助言を意図したものではなく、そのように解釈されるべきでもなく、また、本社債の購入、所有または処分の決定に関連しうるフランス税制上のあらゆる検討事項について、包括的な説明を提示することを目的としていない。本項に含まれる情報はフランスの源泉徴収税に関連する事項に限定されており、したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分の結果、自身がその対象となりうる州、地方またはフランス国外の税法(フランスの税法を含む。)上の影響および自身の税務上の状況について、独自の税制上の助言を受けるべきである。

本社債について発行会社によってなされた利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス国外のフランス一般租税法第238-0条Aに定められた不特定の非協調国または地域(*Etats ou territoires non coopératifs*)(以下「非協調国」という。)(同第238-0条Aの2-2項²に言及されるものを除く。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条Aに定められる源泉徴収税が課されない。本社債に基づく支払いがフランス国外の非協調国(同第238-0条Aの2-2項²に言及されるものを除く。)においてなされる場合、フランス一般租税法第125条Aに基づいて75%の源泉徴収税が適用される(ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)。非協調国のリストは、行政庁による命令により公表され、毎年更新される。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに従い、当該本社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において設立された金融機関に保有される口座に対して支払われた場合、発行会社の課税収益の控除対象とはならない（以下「控除除外」という。）。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条以下に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる源泉徴収税が（ ）税法上のフランス居住者でない個人が享受する支払いに対しては12.8%の税率、（ ）税法上のフランス居住者でない法人が享受する支払いに対してはフランス一般租税法第219-1条第2項に定める標準的な法人税率（すなわち2022年1月1日以後に開始する事業年度については25%）、または（ ）フランス国外の非協調国（同第238-0条Aの2-2項²に言及されるものを除く。）でなされた支払いに対しては75%の税率で課される場合がある（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

上記にかかわらず、本社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことをソシエテ・ジェネラルが証明できる場合には、本社債の発行にはフランス一般租税法第125条Aに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除除外のいずれも適用されない（以下「本例外」という。）。フランスの公共財政公報 税務B01-INT-DG-20-50-30第150号およびB01-INT-DG-20-50-20第290号に基づき、本社債が下記のいずれかに該当する場合、本社債の発行は、発行会社がかかる本社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- （ ）フランス通貨金融法典第L.411-1条に定められる公募で目論見書の公表が義務づけられているものまたは非協調国以外の国における公募に相当するものによって勧誘される場合。ここに「公募に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への勧誘書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- （ ）フランスもしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業者によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業者が非協調国に所在しない場合に限る。）。
- （ ）その発行時において、フランス通貨金融法典第L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の受渡しおよび支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本要項に別段の定めがある場合を除き、本社債に係る一切の支払いおよび交付は、租税法域により、または租税法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

本社債に係る支払いが租税法域の法令に基づいて現在または将来の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）に係る源泉徴収または控除の対象となる場合、発行会社は、法律により許容される限度で、利息（もしあれば）および元本の支払について、かかる源泉徴収または控除の後、各本社債権者が、当該時点で支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払う。ただし、次の場合には、本社債に関し、かかる追加額は支払われない。

- (a) 単なる本社債の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債に関するかかる公租公課、賦課または政府課徴金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日（下記「(13) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から30日を超える期間が経過した後、に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、いかなる場合にも、()内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、もしくはその他内国歳入法第1471条ないし第1474条、これらに基づく規則もしくは契約、これらの公式解釈もしくはこれらに係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われ、()第871条(m)規則（以下に定義する。）に従って行われ、または()その他の米国法によって課される源泉徴収または控除について、本社債に関し、いかなる追加額の支払いを行う義務も負わない。また、発行会社は、第871条(m)に基づく源泉徴収額の決定に際し、一切の「配当同等物」（内国歳入法第871条(m)において定義される。）について、その支払いに適用されうる最も高い税率を適用して源泉徴収を行う権利を有する（適用法令に基づき当該源泉徴収について利用可能な一切の免除措置または減額措置を考慮しない。）。

「第871条(m)規則」とは、内国歳入法第871条(m)に基づき発行される米国財務省規則をいう。

日本国の租税

(a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書提出日現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

日本の税法上、本社債は普通社債と同様に扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが法令上明確に規定されているわけではない。仮に、日本の税法上、本社債が普通社債と同様に扱われないこととなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いが下記内容と異なる可能性があるが、本社債が普通社債と同様に扱われることを前提として、下記(b)では、日本国の居住者である個人の本社債に関する課税上の取扱いの概略について、また下記(c)では、内国法人についての本社債に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払いを受けるべき本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する本社債の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本社債の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払いを受けるべき

利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本社債の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本社債の利息、譲渡損益、および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本社債は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が支払いを受けるべき本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、15.315%（15%の所得税および復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、本社債の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本社債の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

(8) 準拠法および管轄裁判所

(A) 準拠法

代理契約、約款および本社債ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

上記「(4) 本社債の地位」は、フランス法に準拠し、同法に基づき解釈される。

(B) 管轄裁判所

発行会社は、英国の裁判所が本社債に起因または関連して生じうる紛争を解決する管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者は、本社債に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続ならびに本社債に起因または関連する契約外の義務に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他

の裁判所に提起することができ、また、複数の法域において同時に関連手続の提起を行うことができる。

発行会社は現在英国、E14 4SG ロンドン、カナリー・ワーフ、ワン・バンク・ストリートに所在するソシエテ・ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(9) 通知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な一般日刊紙に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまでは、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび/またはクリアストリームのために保有されている限り、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームによる本社債権者への伝達を目的として、それらの機関に対して関連する通知を交付することにより、かかる新聞への掲載に代えることができる。

かかる通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面によりなされ、（確定社債券の場合には）当該本社債とともに主支払代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、主支払代理人およびユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームが当該目的のために同意する方法で、本社債権者によりユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームを通じて主支払代理人に対して行うことができる。

(10) 英国1999年契約（第三者権利）法

本社債は、本社債のいずれかの条項を強制または享受する英国1999年契約（第三者権利）法に基づく権利を付与するものではない。ただし、このことは、同法とは別に存在し、または実行することができる第三者の権利または救済策に影響を及ぼさない。

(11) 相殺権の放棄

本社債の所持人は、いかなる場合でも、発行会社が当該所持人に対して直接的または間接的に有し、または取得した権利、請求権または責任（発生理由の如何を問わない。また、疑義を避けるために、本社債に関するものであるか否かを問わず、あらゆる契約その他の文書に基づいて、もしくはこれらに関して生じた権利、請求権および責任または契約外の義務を含むことを明記する。）に対して放棄対象相殺権（以下に定義する。）を行使し、または主張することはできず、かかる各所持人は、かかる現実の、または潜在的な権利、請求権および責任に関して、適用ある法令によって認められる限りで放棄対象相殺権のすべてを放棄したとみなされる。

疑義を避けるため、本「(11) 相殺権の放棄」の規定は、何らかの減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求の権利を付与したのではなく、かかる権利を認めたものと解釈されるべきものでもなく、また、本「(11) 相殺権の放棄」がなければ本社債の所持人のいずれかにかかる権利が認められ、またはその可能性がある旨を定めたものではないことを明記する。

本「(11) 相殺権の放棄」において「放棄対象相殺権」とは、本社債に基づいて、またはこれらに関して、直接的または間接的に減殺、相殺、ネットィング、損害賠償、留保または反対請求を行う本社債の所持人の一切の権利または請求権をいう。

(12) ベイルインおよび減額または転換権の承認

(A) 発行会社の債務に対するベイルインおよび減額または転換権の承認

各本社債権者（本項において、本社債の現在または将来の実質持分の保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、関連破綻処理当局（以下に定義する。）による本社債に基づく発行会社の債務に対するベイルイン権限（以下に定義する。）の行使の効果に拘束されることを承認、承諾、同意および合意する。かかるベイルイン権限の行使およびその帰結には、以下のいずれか1つまたは複数が含まれる場合がある。

（ ）支払債務（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額。

（ ）支払債務の全部または一部の株式、その他の有価証券または発行会社その他の者の他の債務への転換（および本社債権者への当該株式、有価証券または債務の発行）（本社債の要項の修正、改訂または変更による場合を含み、かかる場合、本社債権者は、本社債に基づくその権利に代わり、当該株式、その他の有価証券または発行会社その他の者の他の債務を受諾することに同意する。）。

（ ）本社債の消却。

（ ）本社債の満期日の修正もしくは変更、または本社債について支払われる利息額もしくは利息の支払期日の修正（一時的な支払停止による場合を含む。）

また、各本社債権者は、本社債を取得することにより、本社債の要項が、関連破綻処理当局または規制当局によるベイルイン権限の行使に服し、また、当該ベイルイン権限の行使を有効にするため、必要に応じ修正される場合があることを承認、承諾、同意および合意する。

以上の記載におけるベイルイン権限の行使を、以下「法定ベイルイン」という。

(B) 法定ベイルインの帰結

支払債務の返済または支払いの期限の到来がそれぞれ予定された時点で、発行会社またはそのグループのその他の構成員に適用される有効なフランスまたはルクセンブルクおよび欧州連合の適用法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが認められる場合を除き、いかなる支払債務の返済または支払いについても、発行会社に関する法定ベイルインの行使後は、支払期限が到来せず、支払いが行われない。

本社債に関して法定ベイルインが行使された場合、発行会社は、かかる法定ベイルインの行使について本社債権者に対して上記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに書面による通知を行う。また、発行会社は、かかる通知の写しを情報提供のため主支払代理人に交付するが、主支払代理人は、かかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社が通知を遅滞した場合、または通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定ベイルインの有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

本社債に関する法定ベイルインの行使の結果による本社債の消却、支払債務の一部または全部の減額、および本社債の発行会社その他の者の他の有価証券または債務への転換は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を付与するものではなく、かかる権利は本項により明示的に放棄される。

本項に基づき、法定ペイルインが行使された場合、発行会社および各本社債権者（本社債の実質持分の保有者を含む。）は、法定ペイルインの行使に関連して(a)主支払代理人が本社債権者からいかなる指示も受ける義務を負わないこと、および(b)主支払代理人は英国法代理契約に基づきいかなる義務も課されないことに同意する。

上記にかかわらず、法定ペイルインの行使の完了後に未償還の本社債が残存する場合（例えば、法定ペイルインの行使の結果、本社債の元金が部分的に減額されるのみとなる場合）、英国法代理契約に基づく主支払代理人の義務は、発行会社および主支払代理人が英国法代理契約の改定契約に従って合意する範囲内において、当該完了後の本社債について継続して適用される。

法定ペイルインにおいて、関連破綻処理当局によるペイルイン権限が支払債務の総額未満の金額に関して行使された場合、主支払代理人が、発行会社または関連破綻処理当局から異なる指示を受けた場合を除き、本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる場合がある。

本項に規定される事項は、上記の事項に関するすべてを網羅したものであり、発行会社と各本社債権者との間のその他の契約、取決めまたは合意を排除する。

本社債権者は、本項に基づく手続において必要な費用（発行会社および主支払代理人が負担するものを含むが、これらに限られない。）の一切を負担する義務を負わない。

本「(12) ペイルインおよび減額または転換権の承認」において、以下の用語は以下に定める意味を有する。

「支払債務」とは、発行会社により発行された本社債の未償還金額、および当該本社債の一切の未払経過利息であって未だ取消されていない、またはその他支払義務を免れていないものをいう。

「ペイルイン権限」とは、銀行、銀行グループ会社、信用機関および/または投資会社の破綻処理に関連する一切の法令、規則または要件（信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組の設定のための欧州連合の指令または欧州議会および欧州連合理事会の規則の一環として導入、採択または施行された一切の法令、規則もしくは要件、または銀行、銀行グループ会社、信用機関もしくは投資会社またはその関連会社の債務を減額、消却、変更もしくはその他一切の方法により修正および/または株式もしくはその他有価証券または債務者またはその他一切の者の債務に転換するその他一切の適用ある法令規則（その後の修正等を含む。）を含むが、これらに限定されない。）に基づき、その時々において存在する、あらゆる法定の消却権限、減額権限および/または転換権限をいう。

「関連破綻処理当局」とは、ソシエテ・ジェネラルに対しペイルイン権限を行使する権限を有する一切の監督官庁をいう。

(13) その他

(A) 代わり社債

本社債または利札が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、主支払代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、また、証拠、担保、補償（かかる補償には、とりわけ、紛失、盗取または毀損したとされる本社債または利札が、その後、支払いまたは（適用ある場合）追加の利札との交換のために呈示された場合、発行会社の要求に応じ、当該本社債に関し発行会社が支払義務を負う金額を発行会社に対し支払うべき旨規定されている場合がある。）、利札または追加の利札に関する条件またはその他発行会社が合理的に要求する条件に従い、申請者による関連費用の支払いをもって、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債または利札は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債および利札の取替えは、ルクセンブルクの無

記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律（その後の改正を含む。
以下「1996年非任意占有喪失法」という。）の手續に服する。

(B) 消滅時効

関連日の後、元金または支払いについては10年間、利息については5年間、元金および/または利息に関する請求を行わない場合、本社債（および（適用ある場合）関連する利札）に関する請求は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、（ ）本社債について異議が申し立てられ、かつ（ ）本社債が失権（1996年非任意占有喪失法に定義される。）する前に本社債の期限が到来した場合、本社債に基づいて支払われるべき（しかし、いまだ当該本社債権者に支払われていない）金額の支払いは、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンブルクの委託基金（Caisse des consignations）に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、主支払代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(9) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

(C) 追加発行

発行会社は随時本社債権者の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項（発行日、利息起算日、発行価格ならびに/または初回利払いの金額および日付を除く。）で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

(D) 本社債の様式、権原および譲渡

(イ) 様式および権原

本社債は、当初仮大券の様式により発行され、発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通預託機関に交付される。本社債に係る大券は、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手續に従ってのみ譲渡することができる。

本社債がユーロクリアおよび/またはクリアストリームのために保有されている大券によって表章されている間、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームの記録上、本社債の一定の額面金額の保有者として記録されている者（ユーロクリアまたはクリアストリームを除く。）（この関係で、一定の者の口座に対応する本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームにより発行される証明書その他の文書は、明らかな誤りがある場合を除き、すべての点で終局であり、拘束力を有する。）は、本社債の当該額面金額に係る元利金の支払い以外のすべての点で、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる。かかる元利金の支払いに関しては、関連する大券の所持人は、当該大券の要項に従い、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる（「本社債権者」および「本社債の所持人」ならびにそれらに関連する文言は、上記に従って解釈される。）。

(ロ) 大券の持分の譲渡

ユーロクリアまたはクリアストリームのために保有される大券により表章される本社債は、当該時点におけるユーロクリアまたはクリアストリームの規則および手續に従ってのみ譲渡することができる。

大券に係る実質的持分の譲渡は、ユーロクリアまたはクリアストリームにより、また、その後は他の参加者および（適切である場合）当該持分の実質的な譲渡人および譲受人のために行う為する決済機関の間接的参加者により実行される。

(八) 交換

大券に係る実質的持分は、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および運用手続のみに従い、また、代理契約に定める要項に基づき、上記「(ロ) 大券の持分の譲渡」の規定および一切の適用ある法律上および規制上の制限に服することを条件に、確定社債券または（同じ通貨建ての）他の大券の実質的持分と交換することができる。

交換日（以下に定義する。）以降、本社債に係る仮大券の持分は、当該仮大券の要項に従い、米国財務省規則の要求に基づいて、上記の実質所有に係る非米国証明書と引換えに（ただし、かかる非米国証明書が上記の規定に従ってすでに交付されている場合を除く。）請求により（無料で）恒久大券の持分に交換することができる。本社債に係る仮大券の恒久大券の持分への交換は、本社債に係る確定社債券がいまだ発行されていない場合にのみ行われる。本社債に係る確定社債券がすでに発行されている場合には、本社債に係る仮大券は、その要項に従って確定社債券にのみ交換することができる。本社債に係る仮大券の保有者は、適正に非米国証明書を提出したにもかかわらず仮大券の恒久大券の持分または確定社債券への交換が不適切に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降に支払期限を迎える利息、元金その他の金額の支払いを受ける権利を有しない。

下記（ ）ないし（ ）に定める事由（以下、それぞれ「交換事由」という。）のいずれかが発生した場合、利札が付された恒久大券の全部（一部は不可。）が、（無料で）確定社債券に交換されるものとし、また、下記（ ）に定める事由が発生した場合は、発行会社が当該交換を行うものとする。

- （ ）債務不履行事由が発生し、継続していること。
- （ ）ユーロクリアおよびクリアストリームがともに連続する14日以上営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、または営業を恒久的に停止する意思を公表し、もしくは実際に営業を恒久的に停止し、かつ後継の決済機関が利用できない旨の通知を発行会社が受けること。
- （ ）発行会社が、本社債に係る次回の支払いの際に、上記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要であること。

交換事由が発生した場合、発行会社は、上記「(9) 通知」に従い直ちに本社債権者に通知を行う。交換事由が発生した場合、（当該大券に対する持分の保有者の指示に従い行為する）ユーロクリアおよび/またはクリアストリームは、主支払代理人に交換を求める通知を行うことができる。かかる一切の交換は、主支払代理人が最初の関連ある通知を受領した日から10日以内に行われるものとする。

「交換日」とは、（ ）本社債に係る仮大券の発行後40日を経過した時点および（ ）本プログラムに係るディーラーが本社債の販売が完了したと証明した後40日が経過した時点のいずれか遅い方の直後の日をいう。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ペイルイン規制

発行会社が本社債に基づく債務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある要因

発行会社が債務不履行となりまたは破産した場合、本社債権者は、投資した金額の一部または全部を喪失する可能性がある。発行会社が法定のペイルイン制度（以下「ペイルイン」という。）に関連

する規制に関する措置の対象となる場合、その負債は減額されてゼロとなる可能性、持分証券（株式）もしくは債務証券に転換される可能性、または満期が延長される可能性がある。本社債権者の投資は、いかなる保証または補償制度の対象ともならない。発行会社の信用格付けは、そのコミットメントを履行する能力の評価である。したがって、発行会社の格付けの実際のまたは予想される格下げは、本社債の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。

ソシエテ・ジェネラルが単独で発行する上位優先社債はソシエテ・ジェネラルの非上位優先債務に優先するが、かかる社債は依然として、適用ある破産法に基づくソシエテ・ジェネラルの清算による損失のリスクにさらされる可能性がある（「上位優先社債」および「非上位優先債務」の定義については、上記「本社債の要項の概要、(4) 本社債の地位」を参照のこと。）。

金融機関の破綻処理に関するフランス法および欧州の法令により、発行会社が破綻処理の条件を満たしているときみなされた場合、本社債の減額もしくは株式への転換、またはその他の破綻処理措置が義務付けられる可能性がある。

信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が、2014年7月2日に施行された。

また、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）と単一基金枠組との枠組の中で信用機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的規則および統一的手続を確立するための欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則（EU）第806/2014号（以下「SRM規則」という。）は、各国の破綻処理当局との連携の下、欧州・単一破たん処理委員会（以下「SRB」という。）に付与される一元化された破綻処理の権限を設定している。

2014年11月以降、欧州中央銀行は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づくユーロ圏加盟国の重要な信用機関の健全性における監督を引き継いでいる。また、信用機関および一定の投資会社の破綻処理についてユーロ圏全体の一貫性を確保するため、SRMが導入されている。前述の通り、SRMはSRBによって運用されている。SRM規則第5条（1）に基づき、SRMは、欧州中央銀行の直接的な監督に服するこれらの信用機関および一定の投資会社について、BRRDに基づきEU加盟国の破綻処理当局に付与されているものと同等の責任および権限を付与されている。SRBは、2016年初頭より当該権限の行使が可能となった。

発行会社は、SSM内における欧州中央銀行と各国の権限のある当局との、および各国の指定当局との連携に関する枠組を設定するための欧州中央銀行の2014年4月16日付規則（EU）第468/2014号（SSM規則）第49条（1）に定める重要な監督対象法人（a significant supervised entity）に指定され、また、継続してかかる指定を受けていることから、SSMにおける欧州中央銀行による直接の監督に服している。これはすなわち、発行会社が、2015年に有効となったSRMにも服していることを意味している。SRM規則はBRRDを踏襲し、また、その大部分においてBRRDを参照しており、これによりSRBは、各国の関連ある破綻処理当局が行使しうる権限と同一の権限を行使することが可能となっている。

BRRDおよびSRM規則は、信用機関および一定の投資会社の再建および破綻処理に関するEU全域にわたる枠組を設定することを目的に掲げている。BRRDが規定する制度は、特に、金融機関の破綻が経済および金融システムに与える影響（納税者の損失に対するエクスポージャーを含む。）を最小化しつつ、経営難に陥った、または破綻した金融機関に十分早期に、かつ迅速に介入することによって、かかる金融機関の重要な金融および経済に係る機能の継続性を維持するための信頼性のある措置を実施する権限を各EU加盟国が指定する破綻処理当局（以下「破綻処理当局」という。）に与えるために必要であるとされている。

SRM規則の規定に従い、適用ある場合、SRBは、意思決定過程に関連するすべての点において、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局を承継し、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局は、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を継続する。金融機関の破綻処理計画の準備に関連するSRBと各国の破綻処理当局の間の連携に関する規定は、2015年1月1日から適用が開始され、2016年1月1日以降、SRMは全面的に運用されている。

SRBは、発行会社の破綻処理当局である。

BRRDおよびSRM規則により破綻処理当局に付与される権限には、資本（劣後債務を含む。）および適格債務（低順位の証券だけではすべての損失を吸収することができないことが判明した場合は、上位債等の高順位の債務を含む。）に、一定の優先順位に基づいて、破綻処理の対象となる発行者である金融機関の損失を吸収させる減額または転換を行う権限（以下「ベイルイン権限」という。）が含まれている。SRM規則によると、（ ）金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと破綻処理当局が判断し、（ ）破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができる合理的な見込みがなく、かつ（ ）破綻処理の目的（特に、重要な機能の継続性を維持すること、金融システムに対する重大な悪影響を回避すること、特別な公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護することならびに顧客の資金および資産を保護すること）を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

破綻処理当局は、減額もしくは転換が行われない限り金融機関もしくはそのグループが存続し得ないと判断したとき、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としているとき（SRM規則第10条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、破綻処理措置とは別に、またはこれと併せて、資本（劣後債務を含む。）のすべてまたは一部を減額し、または株式に転換することができる。本社債の要項には、破綻処理および実質破綻時における資本の減額または転換に関連するベイルイン権限の実行に関する規定が含まれている。

ベイルイン権限により、本社債は、完全に（つまりゼロまで）、もしくは部分的に減額され、もしくは普通株式その他の持分証券に転換され、または本社債の条件が変更される可能性がある（例えば、満期日および/もしくは利息が変更され、かつ/または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。）。特別な公的財政支援は、破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、適用した後の最後の手段としてのみ行われるべきである。株主ならびに資本およびその他の適格債務の保有者が、減額または転換その他により、損失の吸収および自己資本を含む全債務の8%の資本再構築に充当するための最低額の拠出を行うまでは、かかる支援は行われない。

BRRDは、破綻処理当局に対し、ベイルイン権限に加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、債務の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、債務の要項の変更（満期日および/もしくは利息額の変更ならびに/または一時的な支払いの停止を含む。）、経営陣の解任、暫定的な管理人の選任ならびに金融商品の上場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。

破綻処理当局は、破綻処理措置（ベイルイン権限の実行を含む。）を実施する前、または関連する資本の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるようにしなければならない。

ただし、BRRDおよびSRM規則は、例外的な状況下において、ベイルイン債券が適用された場合、SRBが、一定の条件のもと、特定の債務を減損または転換権の適用から完全にまたは一部除外することができることも規定している。

2016年1月1日以降、EUの信用機関（発行会社を含む。）および一定の投資会社は、SRM規則第12条に従って、自己資本・適格債務に関する最低要件（以下「MREL」という。）を常に満たす必要がある。MRELは、金融機関の全債務および自己資本に対する割合として表示されるものであり、破綻処理を円滑に進めるために、金融機関がペイルイン権限の実効性を妨げるような態様で負債を構成することを防止することを目的としている。

本制度は、EUの立法が採用する変更を受けて発展を遂げた。2019年6月7日、いわゆる「EU銀行パッケージ」の改正案の一環として、次の立法に関する文言が2019年5月14日付EU官報に公表された。

信用機関および投資会社の損失吸収および資本再構築能力（以下「TLAC」という。）に関してBRRDを修正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会指令（EU）2019/879（以下「BRRD 2」という。）

信用機関および投資会社のTLACに関してSRM規則を修正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第2019/877号（以下「SRM 2 規則」といい、BRRD 2 と併せて以下「EU銀行パッケージ改革」と総称する。）

EU銀行パッケージ改革はとりわけ、銀行セクターのリスクを削減し、かつ、今後発生しうる危機への金融機関の耐性をさらに高めることにより銀行同盟を強化し、金融システムにおけるリスクを削減するという目標の下、特定のMRELに関する既存の制度等を採用することにより、金融安定理事会のTLACタームシート（以下「FSB TLACタームシート」という。）により実施されるTLACの基準を導入した。

TLACは、FSB TLACタームシートに従って導入されている。FSB TLACタームシートによって、発行会社を含むグローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）には、その各々について個別に決定される最低TLAC水準が課される。かかる水準は、（ ）2022年1月1日まではリスクアセットの16%に適用あるバッファを加算したもの、および2022年1月1日より後は18%に適用あるバッファを加算したもの、また、（ ）2022年1月1日まではパーゼル3 レバレッジ比率分母の6%、および2022年1月1日より後は6.75%（これらは企業特有の追加要件により増額される可能性がある。）に等しい金額以上となる。

信用機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第575/2013号（以下「CRR」という。）（レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務に係る要件、カウンターパーティ信用リスク、市場リスク、中央清算機関に対するエクスポージャー、集合投資会社に対するエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示要件につき規則（EU）第2019/876号（以下「CRR 2」という。）により改訂されている。）に従い、ソシエテ・ジェネラル等のEUのG-SIBは、CRR 2 の発効時以降は、MREL要件に加えて、TLAC要件を遵守しなければならない。そのため、ソシエテ・ジェネラル等のG-SIBは、TLAC要件およびMREL要件の両方を遵守しなければならない。

したがって、MREL適格債務の基準は、CRR 2 に基づくTLAC適格債務の基準と密接に整合しているが、BRRD 2 において導入される補足的な調整および要件に従う。特に、デリバティブ要素が組み込まれた一定の債務（一定のストラクチャード債等）は、一定の条件に従い、事前に周知されている満期時に弁済される元本金額が固定であるか増額し、かつ、追加的な利益のみが当該デリバティブ要素に連動し参照資産のパフォーマンスに依拠することが許容されている限りにおいて、MREL要件を満たすために適格となる。

MRELに基づき要求される資本および適格債務の水準は、SRBにより、ソシエテ・ジェネラルについて単体および/または連結ベースで、システム上の重要性を含む一定の基準に基づいて設定される。適

格債務は、上位債または劣後債のいずれでもよいが、残存期間が1年以上であること、およびEU以外の法律に準拠する債務を減額または転換する破綻処理当局の権限を契約上認めること等を条件とする。

MRELを満たすために使用される債務の範囲には、原則として、一般の無担保債権者から生じる債権に起因するすべての債務（非劣後債務）が含まれる。ただし、BRRD（BRRD 2 による改訂後）に定める特定の適格性基準を満たさない場合はこの限りでない。ペイルイン・ツールの効果的な使用を通じて金融機関および事業体の破綻処理の実行可能性を向上させるため、SRBは、特にペイルイン債権者が通常の破産手続の下で負担する損失を上回る損失を破綻処理において負担する可能性が高い場合には、MRELを自己資本およびその他の劣後債務により満たすよう要求できるであろう。さらに、SRBは、ペイルイン・ツールの適用から除外される債務の金額が、MREL適格債務を含むある種類の債務における一定の閾値に達する場合には、金融機関および事業体に対してMRELを自己資本およびその他の劣後債務で満たすよう要求する必要性を評価するであろう。MRELのためにSRBが要請する債務のあらゆる劣後は、TLAC基準により認められる通り、CRR（CRR 2 による改訂後）に従いTLAC要件を非劣後の債務で部分的に満たす可能性に影響を与えない。100十億ユーロを超える資産を有する破綻処理グループ（ソシエテ・ジェネラル等のトップ・ティア銀行）に対しては、特定の要件が適用される。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人の名称が記載される。

目論見書の表紙の裏面には、以下の文言が記載される。

「本社債の償還額および償還時期は、日経平均株価の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項」をご参照ください。本社債への投資は、日本国の株式市場の動向により直接的に影響を受けます。株式投資に係るリスクに耐えうる投資家のみが本社債への投資を行ってください。

この冊子に綴じ込まれている「重要情報シート」（個別商品編）、契約締結前交付書面、本社債の仕組みを検討する際の補足資料および無登録格付に関する説明書は、売出人が作成したものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行会社であるソシエテ・ジェネラルは、これらの書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。」

「（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

目論見書の表紙の裏面の直後に「重要情報シート」（個別商品編）、契約締結前交付書面、本社債の仕組みを検討する際の補足資料および無登録格付に関する説明書が挿入される。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 自 2021年1月1日) 2022年6月29日
((2021年度) 至 2021年12月31日) 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書

(事業年度 自 2022年1月1日) 2022年9月29日
((2022年度中) 至 2022年6月30日) 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債に係る満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

2 【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	最高	24,270.62	24,066.12	27,568.15	30,670.10	29,332.16	
最低	19,155.74	19,561.96	16,552.83	27,013.25	24,717.53		
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	月	2022年 7月	2022年 8月	2022年 9月	2022年 10月	2022年 11月	2022年 12月
	最高	27,914.66	29,222.77	28,614.63	27,587.46	28,383.09	28,226.08
	最低	25,935.62	27,594.73	25,937.21	26,215.79	27,199.74	26,093.67

出典：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価の終値の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。